

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第23号

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和38年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定医療施設等) 第1条の2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第28項</u>に規定する介護老人保健施設</p> <p><u>(6) 介護保険法第8条第29項</u>に規定する介護医療院</p> <p><u>(7)～(13)</u> 略</p>	<p>(特定医療施設等) 第1条の2 条例第3条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる施設等とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第27項</u>に規定する介護老人保健施設</p> <p><u>(6)～(12)</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。